

電気の子メーターをご使用の皆さまへ

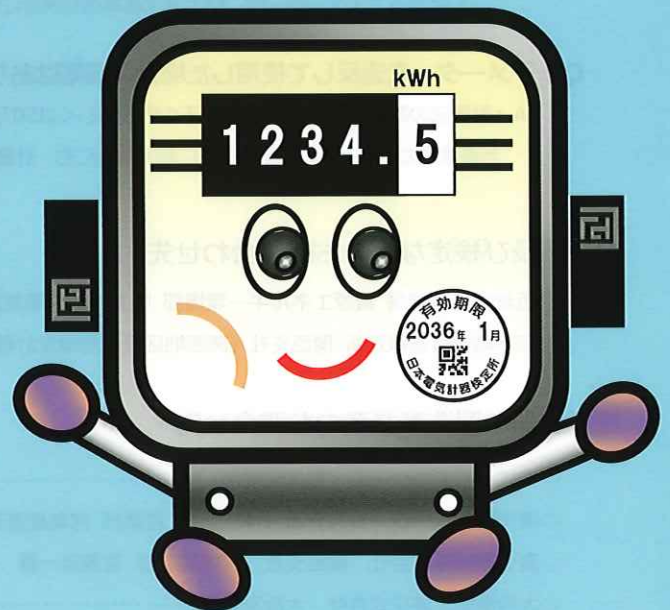
証明用電気計器(子メーター)の

有効期限

を確認しましょう!!

有効期限は、電気計器前面の丸形で白色の
検定ラベル又は適合ラベルで確認できます。

	2019 年 1 月から 年号を西暦で表記 2029 年 1 月満了 の場合	2018 年 12 月まで 年号を和暦で表記 平成 40 年 12 月満了 の場合 (2028 年 12 月)
検定に合格 したもの		
基準適合検 査に適合し たもの		



変成器付計器 (計器用変圧器・変流器とともに使用する電気計器)は、下記の検定証印と検定票で表示されて
います。(2019 年 1 月から年号を西暦で表記。)

《 例 》 検定票 (表面)

● 2033 1

有効期限 : 2033 年 1 月を示す。
ファイバー (茶色) : 有効期間 7 年
ファイバー (灰色) : 有効期間 5 年

● 大 38 12

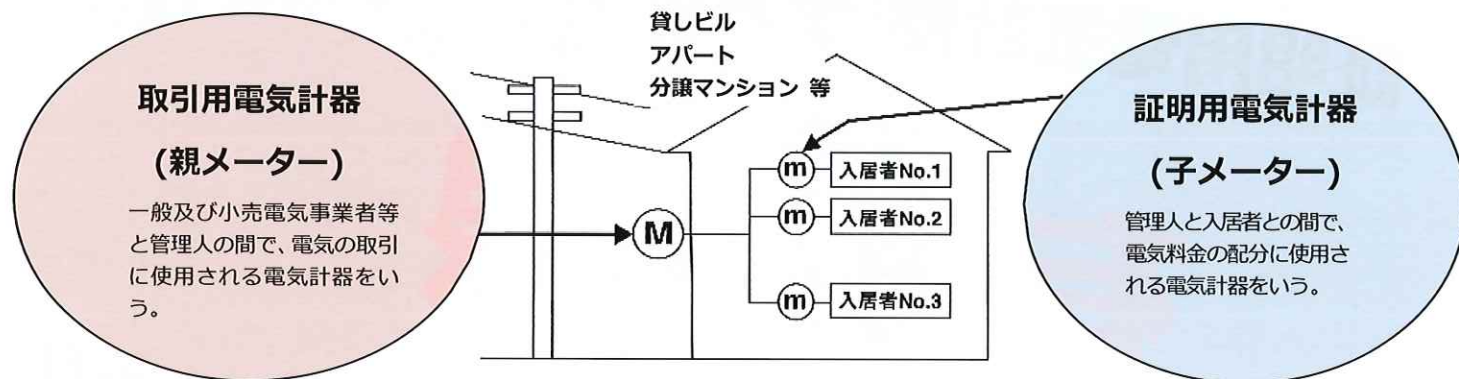
有効期限 : 平成 38 年 12 月を示す。(2026 年 12 月)
ファイバー (茶色) : 有効期間 7 年
ファイバー (灰色) : 有効期間 5 年

検定証印



証明用電気計器(以下「子メーター」という。)とは、貸しビル・アパート・分譲マンション等で、一括して一般及び小売電気事業者等に支払った電気料金を、各テナント等の電気の使用量に応じて配分するために用いられる電気計器であり、計量法で有効期間が定められています。検定又は基準適合検査を受けた正しい電気計器を使いましょう。

- ☆ 子メーターの検定有効期間確認のための立入検査は行政機関（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）自身によって行われています。
- ☆ 民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の指導や委託等を受けて調査や立入検査を行うことはありません。



Q：子メーターは検定又は基準適合検査を受けたものでなければ使用できませんか？

A：計量法の第16条(使用の制限)では、次の事項に該当する特定計量器は使用してはならないと定めています。

- (1) 検定証印又は基準適合証印が付されていないもの。
- (2) 検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過したもの。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ合番号が付されていないもの。

したがって子メーターは、検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のものでなければ使用できません。

Q：子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A：計量法の第172条では「6ヵ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とありますが、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

計量法及び検定などのお問い合わせ先・・・

◇近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課……………	TEL 06-6966-6046
◇日本電気計器検定所 関西支社 (関西地区証明用電気計器対策委員会事務局)……………	TEL 06-6451-2355

電気計器の製造事業者のお問合せ先・・・

◇株式会社エネゲート 営業開発部……………	TEL 06-6458-7936
◇東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部 営業推進部……………	TEL 06-6130-2129
◇富士電機株式会社 関西支社 営業第二部 営業第一課……………	TEL 06-7166-7307
◇大崎電気工業株式会社 大阪営業所……………	TEL 06-6373-2556
◇三菱電機株式会社 関西支社……………	TEL 06-6486-4096

関西地区証明用電気計器対策委員会の構成機関

近 畿 経 済 産 業 局	三 菱 電 機 株 式 会 社 関 西 支 社
奈 良 県 工 業 振 興 セ ン ター	一 般 財 団 法 人 関 西 電 気 保 安 協 会
和 歌 山 市 市 民 環 境 局 市 民 部 市 民 自 治 振 興 課	一 般 社 団 法 人 関 西 電 気 管 理 技 術 者 協 会
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	一 般 社 団 法 人 大 阪 ビ ル メ ン テ ナ ンス 協 会
株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト 本 社	一 般 社 団 法 人 大 阪 ビ ル デ ィ ン グ 協 会
東 光 東 芝 メ ー タ ー シ ス テ ム ズ 株 式 会 社 営 業 部	大 阪 府 電 気 工 事 工 業 組 合
富 士 電 機 株 式 会 社 関 西 支 社	日 本 電 気 計 器 検 定 所 関 西 支 社
大 崎 電 気 工 業 株 式 会 社 大 阪 営 業 所	

※無断転載・複製を禁じます。